

連帯債務に係る確認書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

委託者 印

委託者 印

委託者 印

連帯保証人 印

委託者及び連帯保証人は、委託者が複数となることを踏まえ、年 月 日付信用保証委託契約書を差し入れるにあたり、以下の事項を確認または承諾します。

- 1 委託者及び連帯保証人は、次の事項を確認する。
 - (1) 委託者が信用保証委託契約に基づき負担する各債務（以下、単に「債務」といいます）は、連帯債務であること
 - (2) 連帯保証人は、上記各連帯債務について連帯保証債務を負担すること
- 2 委託者は、民法439条第2項に基づく履行拒絶権は行使しません。
- 3 委託者は、貴協会と他の委託者との間で債務の更改や免除が行われた場合や他の委託者の債務が時効消滅した場合であっても、自らの債務については影響を受けず、引き続き全部について履行義務を負います。
- 4 委託者が、債務を弁済しその他自己の財産をもって共同の免責を得た場合であっても、貴協会の同意がなければ、他の委託者に対して求償権及び弁済による代位によって取得した担保権等を行使しません。また、貴協会から請求があれば、代位取得した担保権または担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
- 5 貴協会に差し入れた担保及び連帯保証人につき、貴協会が変更・解除・返還等をして、委託者の責任には変動を生じないものとします。金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保並びに弁済による代位により貴協会に移転した担保及び連帯保証人についても同様とします。

以上

----- 金融機関・協会使用欄 -----

保証 番号	
----------	--